

第8回線引き見直しについて

1. 線引き見直しとは

○各市町村における市街化区域・市街化調整区域や用途地域について見直しを行う事業。
国・県の主導により、一斉に行われる。

2. 現状

○県では、昭和45年の当初線引きからこれまで7回の見直しを行っており、直近の第7回線引き見直しは、目標年次を令和7年（2025年）として平成28年11月に行っている。（政令指定都市を除く29市町（26都市計画区域））

○第8回線引き見直しは、令和3年3月の「かながわ都市マスタープラン」の改定等を踏まえ、令和3年度から具体的な取組みを開始した。

3. 今後の予定

第8回線引き見直し目標年次：令和17年（2035年）

◆第8回線引き見直しのスケジュール（予定）

令和5年度：目標年次における人口推計等、各種データの集計

令和6年度：都市計画変更協議開始（夏頃）

令和7年度：都市計画変更告示

4. 第8回線引き見直しのポイント

○新たに災害レッドゾーン（危険区域）の見直しに伴う逆線引きを可能とする基準を設けた。
→災害レッドゾーンに指定された土地を市街化区域から外すことにより、より安全なまちづくりを目指す。

5. 大井町の線引きについて

○現在、都市計画道路金子開成和田河原線の建設を進めている。道路完成後には国道255号から紫水大橋を繋ぐ広い道路となるため、交通量の増加が見込まれる。

このことから、道路沿線の都市計画や町づくりについて幅広く検討することが必要と考える。また、今後、県との調整を重ねながら微細な箇所も含め修正について検討していく。